

公共工事における保証制度に関する懇談会報告

2003年3月

(財)建設経済研究所

問合せ先

研究員 富田 路夫

TEL 03-3433-5237

FAX 03-3433-5239

E-MAIL tomita@rice.or.jp

公共工事における保証制度に関する懇談会報告

1. はじめに

わが国の公共工事を巡っては様々な議論がなされているが、社会資本の整備に当たっては「良いものを安く早く」つくるという国民経済的視点が重要である。

当研究所では以下の学識経験者等で構成する懇談会を設置、保証制度を中心に入札・契約制度という観点からわが国の公共工事における課題と対応策について検討を行ってきたところであり、今般、その検討成果がまとまったので本報告を行うものである。

懇談会メンバー（五十音順、敬称略）

- (座長) 奥村 洋彦 (学習院大学経済学部教授)
鈴木 一 ((財)建設経済研究所常務理事)
東海 幹夫 (青山学院大学経営学部教授)
二ノ宮 隆雄 (朝日監査法人代表社員)
二宮 照興 (丸市綜合法律事務所弁護士)
藤澤 好一 (芝浦工業大学工学部建築工学科教授)
吉野 直行 (慶應義塾大学経済学部教授)
六波羅 昭 (勤労者退職金共済機構副理事長)

2. わが国の公共工事における工事代金の支払方法に関する問題と課題

(1) 公共発注者の工事代金の支払方法に関する問題と課題

問題：

「前金払 + 竣工払」が一般的であり、工期後期における資金収支バランスがマイナスとなることが問題である。

欧米では資金収支バランスは基本的に均衡している。

部分払を行う場合は発注者・受注者双方の事務負担が問題になる。

部分払に関する制度的違いもわが国で部分払を行う上での障害になっている。

工期後期における資金収支バランスが問題

工事に要する資金の支払等と発注者からの資金の受取とが均衡するように図るという観点から考えた場合、「前金払 + 竣工払」が一般的であるわが国の公共工事における工事代金の支払方法は、前金払の後は竣工払まで支払がないので工期後期に受注者に立替が発生す

ることが問題である。

欧米では資金収支バランスは基本的に均衡

欧米では発注者から元請業者への支払も元請業者から下請業者への支払も 100%現金で定期的な出来高払が行われるのが一般的であり、元請業者は発注者から支払があったら下請業者に支払うというスタンスである。

部分払を行う場合は発注者・受注者双方の事務負担が問題に

わが国の公共工事において工期後期における受注者の資金収支バランスを是正する発注者の工事代金支払方法としては部分払と中間前金払があるが、部分払を行う場合は発注者・受注者双方の事務負担が問題になる。欧米で定期的な出来高払が可能なのは現場管理の大部分を米国であれば Construction Manager、イギリスであれば Quantity Surveyor といった外部機関に委託しているからであるが、米国の場合、出来高管理にかかわる委託費は、概算で請負金額の3～4%とされている。当然に受注者側にも出来高算定のための人員が必要となる。

部分払に関する制度的な違いも障害に

加えて、次のような部分払に関する制度的な違いもわが国で部分払を行う上での障害になっている。

）部分払の対象の違い

部分払の対象が欧米と異なり出来高（現場に取り付けられたものすべて）でなく出来形（一定の性能を発揮しうる工種・構造物）であるため、部分引渡しに近い性格のものであり欧米以上に厳格な検査が必要となる上に、工事に投入した資金の回収が遅くなる。（参考1）

）工事契約方式の違い

工事契約方式が総価単価方式でなく総価方式であるため、出来形の算定に必要な単価について予め合意がなされていない。

欧米型の部分払方式に移行することも一つの選択肢であると考えられるが、事務負担とそれに伴い発生するコストの問題に加えて、出来形を形成していないものに対して支払をするというリスクをカバーする制度を用意する必要があり（米国では付保割合 100%の履行ボンドでカバー）かつ、単価についての合意がすべての工事で必要になるということに留意が必要である。

課題：

「良いものを安く早く」という国民経済的視点からして、受注者の資金収支バランスが均衡するように図ることが望ましく、基本とすべきと考えられる。

受注者の資金収支バランスが均衡することが基本

工事代金の支払方法はどうかを考えた場合、請負契約であるので工事が完成してから支払えば良いという法的議論もあるが、受注者の資金収支バランスが工期を通じて均衡するように図ることが次の理由から国民経済的にみて望ましく、基本とすべきと考えられる。

）トータルとしての建設コストの縮減（安く）

工期途中で発注者が支払をすればその間の資金調達コスト（金利）が発注者に発生するが、このコストは、そうでない場合に受注者が負担する資金調達コストより低率であると考えられるので、トータルとしての資金調達コスト、ひいては建設コストの縮減が可能であるため。

）工物品質の確保（良いものを）及び工期の遵守（早く）

工事は契約金額が大きく、かつ、契約から完成までが長期間にわたるため、その立替は受注者の資金繰りを急激に悪化させ、工物品質の低下、工事の中断を招く懸念があるため。

（２）下請代金の支払方法に関する問題と課題

問題：

手形への依存度が高く、期間も長いことが問題である。
米国では法律で元請業者から下請業者への支払遅延を防止している。

手形への依存度が高く、期間も長いことが問題

下請代金の受取方法は定期的な出来高払が一般的であるが、手形への依存度が高く、期間も長いことが問題である。

割引を利用しなければ下請業者のキャッシュベースの支払と受取には大きな乖離が生じ、割引を利用する場合には割引料というコスト負担が発生するためであるが、下請業者には財務基盤が脆弱なものが多く、一般に資金調達コストが高くその負担能力にも限界があ

る。下請業者の資金調達コストの上昇は下請金額の上昇を招き、結果としてトータルとしての建設コストの上昇を招く。また、指値等により資金調達コストが下請金額に適正に反映されない場合、資金調達コストを除いた実質的な下請金額が低下し、工物品質の低下が懸念される。

米国では法律で元請業者から下請業者への支払遅延を防止

米国の支払遅延防止法（Prompt Payment Act）は、建設産業に限らず広く公共機関の財及びサービスの調達に関する支払について規定した法律であるが、建設産業に限り元請業者には発注者から工事代金の支払を受けた時は7日以内に下請業者に支払うことを義務付けている。（参考2）

課題：

「良いものを安く早く」つくるためには下請業者の資金収支バランスも均衡するように図ることが必要である。

下請業者の資金収支バランスも均衡することが基本

建設コストの縮減並びに工物品質の確保及び工期の遵守のためには元請業者の資金収支バランスが均衡するように図るだけでは不十分であり、工事の実質的な施工を担う下請業者の資金収支バランスも均衡するように図ることが望ましく、基本とすべきと考えられる。

3. わが国の公共工事における保証制度に関する問題と課題

(1) 財務力をより反映した保証制度

問題：

建設投資の中長期的縮小、一般競争入札等の採用拡大、極端に安い価格での入札の増加等から、公共発注者は建設業者の財務力を的確に把握する必要に迫られている。

米国では公共発注者の入札資格審査を補完するものとして入札ボンドが大きな役割を果たしている。

国土交通省の研究会では入札ボンド（履行保証の予約）の導入は困難とされた。

経営破綻による工事の中断、ダンピングといった問題は中小規模の工事でも多く発生。

建設業者の財務力を的確に把握する必要性

次の理由から公共発注者は従前にも増して建設業者の財務力を的確に把握する必要に迫られている。

）建設投資の中長期的縮小

受注者の資金繰りの悪化は工事品質の低下、工事の中断を招く懸念があるが、建設投資が中長期的に縮小していく中で一般的にあって建設業者の財務力の悪化が懸念されるため。

）一般競争入札等の採用拡大

一般競争入札等、透明性・競争性の高い入札方式の採用が拡大しているが、そうした入札方式では財務力の悪化した企業でも参入が容易であるため。

）極端に安い価格での入札の増加

極端に安い価格での入札が増えているが、そうした入札は財務力の悪化した企業が目先の受注確保を目的に行っている懸念があるため。

米国では入札ボンドが大きな役割

米国では入札ボンドが公共発注者の入札資格審査を補完するものとして大きな役割を果たしている。公共発注者には説明責任があり客観的な欠格事項がなければ入札から排除できないが、ボンド会社と建設業者は民々の取引であり、ボンドを付与した入札参加者が工事を履行できなかった場合にはボンド会社に弁済義務が生じるので、市場原理に則った審査が行われているからである。（参考3）

国土交通省の研究会では入札ボンドの導入は困難

国土交通省は「新たな保証制度に関する実務研究会」（以下、「ボンド研究会」という。）を設置して米国の入札ボンドを参考に、主として大型工事への入札参加者に入札時点で履行保証の予約を求める制度の導入について検討を行ったが、引受機関として期待される損害保険会社においては与信枠の確保が困難である等、主として引受機関側の事情で現時点での導入は困難とされた（他の引受機関として想定される都市銀行、地方銀行等の金融機関や前払保証会社についても課題が提示されている）。

問題は中小規模の工事でも多く発生

経営破綻による工事の中断、ダンピングといった問題は中小規模の工事でも多く発生している。

課題：

入札参加者の財務力を的確に把握する制度が必要である。

入札参加者の財務力を的確に把握する制度が必要

ゆえに、中小規模の工事を含めて入札参加者の財務力を的確に把握する制度が必要である。

(2) 下請業者の元請業者への債権保全

問題：

建設業者の倒産増加が懸念されるため、元請業者の倒産の皺寄せが下請業者にいかないような対策が必要である。

米国では支払ボンドが下請業者及び資材業者の債権を保全している。

入札ボンドと同様の理由に加え、前提条件、商慣行の違いもあって支払ボンドの導入は困難とされた。

下請業者の元請業者への債権保全の必要性

建設投資の中長期的縮小等により建設業者の倒産増加が懸念されるが、元請業者の倒産は下請代金の不払という下請業者への皺寄せを生み、下請業者の資金繰りを急激に悪化させる懸念がある。連鎖倒産防止という観点からも、工品質の確保及び工期の遵守という観点からも、工事の実質的な施工を担当する下請業者の元請業者への債権を保全する方策が必要である。

米国では支払ボンドで保全

米国では元請業者に支払ボンドの提出を義務付けており、下請代金及び資材代金の支払が滞った時には、下請業者及び資材業者はボンド会社に請求できるようになっている。

支払ボンドの導入は困難

ボンド研究会では入札ボンドの導入と併せて支払ボンドの導入についても検討がなされたが、与信枠の確保等といった入札ボンドと同様の理由に加えて、次のような理由から現時点での導入は困難とされた。

）米国では下請業者に留置権が認められているが、公共工事は適用除外にしているため、公共発注者は優良な下請業者に従事してもらうために別途下請業者の債権を保全する手段を講じる必要があって支払ボンドの提出を義務付けているが、わが国にはこうし

た前提がない。

) わが国では下請業者の債権確定に不可欠な書面による下請契約の締結が徹底されていない。

) 米国では裁判で簡便に下請業者の債権額が確定されるが、裁判が長期化しているわが国においてどのように債権額を確定させるのかが問題である。

課題：

下請業者の元請業者への債権を保全する制度は必要である。

下請業者の元請業者への債権を保全する制度は必要

しかしながら、連鎖倒産防止という観点からも、工物品質の確保、工期の遵守という観点からも、下請業者の元請業者への債権を保全する制度は是非とも必要である。

4. わが国の公共工事における工事代金の支払方法に関する提言

(1) 公共発注者の工事代金の支払方法に関する提言

低コストでリスク回避された中間前金払制度の積極活用を。
そのため、中間前金払制度の周知、見直し等、必要な措置を。

低コストでリスクヘッジされている中間前金払制度の積極活用を

前述のとおり、部分払を行う場合は発注者・受注者双方の事務負担とそれに伴い発生するコストが問題となるが、中間前金払を行う際の進捗率の認定は、請負契約書に基づく履行報告書でもって足りるとされており、部分払と異なり検査官による出来形の確認が不要であるため、工事を中断する必要もないし、検査資料の作成も出来形金額の確認も必要ない。

中間前金払を行うためには前払金保証会社による保証が必要になるが、保証料率は中間前払金額の0.065%程度(請負金額の0.013%程度)である。

元請業者の工期後期における資金バランスを是正する方法としては、事務手続きが簡素化され、低コストでリスク回避されている中間前金払制度がもっと活用されるべきである。(参考4)

そのため、中間前金払制度の周知、見直し等、必要な措置を

）中間前金払制度の周知を

中間前金払制度は国土交通省では 1972 年度から採用されているものの、地方公共団体にとっては 1999 年 2 月から採用が可能となった新しい制度であり、公共工事標準請負契約約款にも記載がない。未だ制度自体を採用していない発注者が多く存在し、採用している発注者でもあまり活用されていないのは、発注者・受注者双方の制度に対する認識不足によるところが大きい。まずは関係省庁が今一度中間前金払制度の周知徹底を図るべきである。

）受注者・発注者ともに発想の転換を

また、中間前金払制度があまり活用されていない理由としては、「前金払 + 竣工払」が定着しており、「部分払や中間前金払を請求すると資金繰りに困っていると思われるのではないかと危惧し、受注者側が利用に消極的なことも挙げられる。「資金収支バランスを均衡に近づけることはトータルとしての建設コストを縮減し、国民経済的にも望ましいことである」と発想を転換し、まずは受注者側から中間前金払制度を導入していない発注者には導入を働きかけ、導入している発注者には請求の意思があることを積極的に表明していくことが肝要である。

また、発注者側も、「受注者のためにやってあげる」のではなく「国民経済的視点から行うべき」と発想を転換し、中間前金払の手続きの簡素化・迅速化を図り、受注者にとって利用し易い制度にしていくよう努めることが肝要である。

）中間前金払制度自体の課題については見直しを

ただし、中間前金払制度自体にも課題があるため、より利用し易いものとなるよう次のような見直しを検討すべきである。

（ a ）部分払との選択

中間前金払か部分払かは請負契約締結時に選択することとしているが、請求時に選択できるようにすること。また、現行制度では中間前金払を請求した場合、残りの四割（請負金額 - 前払金四割 - 中間前払金二割）が受注者の立替となることが確定してしまうため、中間前金払でカバーする率を現行の二割から更に上げることや中間前金払

を請求した後も部分払の請求を可能とする¹といった措置
を取ること。

(b) 中間前金払支出要件の見直し

中間前金払の支出要件を、現行の進捗率が 50%に達して
いることを例えば 40%に緩和すること。その場合、(a)
にも関連するが、例えば進捗率が 60%に達していることを
条件に二度目の中間前金払の請求を可能にする等、複数回、
中間前金払の請求を可能にすること。

(2) 下請代金の支払方法に関する提言

公共発注者は工期後期における支払促進と元請業者への指導徹底を。

国土交通省では資金需要の増大が予想される夏期と冬期に「下請
契約における代金支払の適正化等について」を通達し、公共工事
において発注者から現金による支払があったときは下請業者に対し
て相応する額を速やかに現金で支払うよう配慮を求めている。

公共発注者は工期後期における元請業者への支払を促進すると
ともに、確実に下請業者の資金収支バランスが改善されるよう、当該
通達の内容を元請業者への周知徹底に努めるべきである。

5 . わが国の公共工事における保証制度に関する提言

(1) 財務力をより反映した保証制度

入札参加者の経営状況を的確にチェックできる金融機関等の活用によ
る入札ボンド導入の検討の継続を。

中小規模の工事を含めた入札参加者の経営状況を的確にチェックで
きるのは経営状況に応じた与信枠設定のできる金融機関等である。

特にダンピング受注においては施工途中での受注者の破綻リスクが
高いと指摘されており、その対応策として入札時点に近い段階で入札
参加者の財務力、経営力をチェックする仕組みが必要である。こうし
た観点からも米国の入札ボンド等を参考とした制度（履行保証の予約
等）の検討が継続されるべきである。

¹ 現行制度でも多年度（年度割）工事では中間前金払の請求の有無にかかわらず年度末精算の部分払が
可能であるが、単年度工事が年度繰越になる場合、現行制度では中間前金払を請求していると年度末精算
の部分払が行えなくなり不都合を生じることがある。

(2) 下請業者の元請業者への債権保全

支払ボンド導入の検討の継続を。

ボンド研究会では支払ボンド導入が困難な理由の一つとして、書面による下請契約の締結が徹底されていないことが挙げられたが、入札契約適正化法により 2001 年度から公共工事の受注者は施工体制台帳の写しを発注者に提出することが義務付けられ、発注者も当該工事の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているか確認することとされた。今後、書面による下請契約の早期締結の徹底が進むことが期待される。

また、支払ボンド導入が困難な理由としては与信枠の確保や収益性に対する疑問も挙げられているが、そうした課題も導入対象の絞込みや引受機関による再保険・再保証のプール（基金）の活用で解決が図られる可能性がある。支払ボンド導入の意義は大きいため、その検討は継続されるべきである。

6 . おわりに

前述したように、本報告は「良いものを安く早く」つくるという国民経済的視点で、保証制度を中心に入札・契約制度という観点からわが国の公共工事における課題を明らかにし、それへの対応策を提言したものである。中間前金払制度の積極活用や下請代金支払に関する国土交通省通達の周知といった現行制度内で実行可能なものについては地方公共団体を含めたすべての公共発注者に速やかな取組みを期待するとともに、中間前金払制度の見直しや入札ボンドの導入検討といった一発注者では対応が困難なものについては関係省庁に実現に向けた取組みを期待する。

懇談会の経緯

第1回

平成13年12月5日 前払金保証制度について

第2回

平成14年3月14日 履行保証制度について

第3回

平成14年12月2日 わが国の工事代金支払方法及び保証制度に関する課題
欧米諸国の工事代金支払方法と保証制度

第4回

平成15年2月26日 懇談会報告とりまとめ

部分払における出来形と出来高

公共工事標準請負契約約款

第 37 条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（及び製造工場等にある工場製品）（第 13 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 回を超えることができない。

建設工事進捗率の概念について

a . 出来形とは : 建設業法請負契約約款等にいわれる請負代金に対する部分完成額の意味。一般に建設物の「形として出来上がった部分」の額をさす。建設工事について請負代金の部分払、中間払などに使用される出来形査定の方法は、発注者によって多少異なるが多くは目的物の出来上がった形を基準とし、発注者により現場搬入の材料等を含める場合もある。出来形の計算は一般に請負代金内訳書により、直接工事費に間接費を配賦した額の総工事費に対する割合とされる。また、土木工事では一位代価表管理の習慣にあつて、請負者側の内部原価管理にも発注者のいう出来形をそのまま月別進捗率としているケースがある。

b . 出来高とは : 建設業界では一般に工事進捗といわれているもの。さきの出来形に対し、主として請負者内部の工程的原価管理に用いられているもので、基本的には出来形の考え方と同様であるが請負者側の工事進捗は形としての完成に関係なく、その工事に対する先行投資や準備費など出来形に含まれない費用の発生等を含めて考えているものが出来高である。ただ、出来高の企業内部での処理方法については、個々にかなり差異があり、厳密に規定することは難しい。また、出来高は出来形同様、月ごとの出来高と累計出来高の両者を意味するが、ケースバイケースで使い分けられているのが実情。

出所：「平成 11 年 3 月建設工事進捗率調査」国土交通省（旧建設省）

米国の支払遅延防止法とわが国の工事代金支払に関する規定

1. 米国の支払遅延防止法の概要

(1) 内 容

公共発注者の元請業者への支払

公共発注者は元請業者から適正と認められる請求書を受取った時は 14 日以内に支払をしなければならないとしており、これに違反した場合には支払遅延利息を支払う義務を課している。

元請業者の下請業者への支払

元請業者は公共発注者から支払を受けた時は 7 日以内に下請業者に支払をしなければならないとしており、これに違反した場合には支払遅延利息を支払う義務を課している。

(2) 法律制定・修正の経緯

米国ではかつて、公共機関の支払遅延頻発により取引業者との関係が悪化し、優良な業者が公共機関との取引から撤退していったため、財及びサービスの調達コストが上昇するという事態を招いていた。連邦政府はこうした事態を收拾するために支払遅延防止法を 1982 年に制定した。この法律は建設産業に限らず広く公共機関の財及びサービスの調達に関する支払を規定したものであるが、その後 1988 年に建設契約に限って元請業者から下請業者への支払を規定する条項が追加され現在に至っている。

2. わが国の工事代金支払に関する規定

(1) 公共発注者の元請業者への支払

公共工事標準請負契約約款(抄)

(請負代金の支払)

第 32 条 乙は、前条第 2 項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 (略)

(履行遅延の場合における損害金等)

第 45 条 乙の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 (略)

3 甲の責に帰すべき事由により、第 32 条第 2 項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領額につき、遅延日数に応じ、年パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(注) 上記は竣工払に関する規定。前金払、部分払の場合は請求を受けた日から 14 日以内に支払わなければならないとされている。

(2) 元請業者の下請業者への支払

建設業法(抄)

(下請代金の支払)

第 24 条の 3 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。

2 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

(注) 上記に支払遅延利息に関する記述はないが、発注者から支払を受けた日から一月以内に支払わない場合は商法の適用を受け、商事法定利率で計算した支払遅延利息を支払わなければならない。

米国のボンド制度

1. ボンドの種類

主なボンドは、入札ボンド、履行ボンド及び支払ボンドの3種類である。

2. 各ボンドの機能

(1) 入札ボンド

入札参加者が入札行為を撤回した場合に発注者が被る損害の補填を保証するもの。

(2) 履行ボンド

受注者が債務不履行に陥った場合に発注者が被る損害の補填を保証するもの。

(3) 支払ボンド

当該工事に労務又は資材を提供した下請業者及び資材業者への支払を保証するもの。

3. 保証審査

(1) 公認会計士(CPA)の監査が前提

審査項目は、過去の施工実績、手持ち工事一覧表、取引先一覧表等の資料の分析から、経営陣との面談、外部機関からの取引状況聴取と多岐にわたるが、公認会計士の監査証明付き財務諸表がベースとなる。

(2) 一工事当たりの保証限度及び保証限度総額を設定

保証会社は建設業者の正味運転資本や自己資本をベースに一工事当たりの保証限度及び保証限度総額を予め設定、それを超える保証申込は受付けない。

(3) 履行ボンド及び支払ボンドの発行は落札状況をみて判断

入札ボンドの発行は履行ボンド及び支払ボンドの発行を前提としているが、落札価格が他の入札参加者と比較して極端に安い場合等は、入札ボンドの弁済を選択して履行ボンド及び支払ボンドの発行を拒否する場合がある。

(4) 保証審査はブローカーを通じて

米国には1000社近い保証会社があるといわれているが、保証審査はより地域に密着したブローカーを通じて行われており、年に1度の財務諸表の審査の他、随時建設業者の財務状況等の変化についてフォローが行われている。

4. 保証料

(1) 入札ボンドの保証料

入札ボンドの保証料は一般に無料である。これは主に入札ボンド、履行ボンド及び支払ボンドを一つの商品として考えるようになった結果である。

(2) 履行ボンド及び支払ボンドの保証料

保証料率は保証会社によっても異なるし、保証期間、工事の難易度、建設業者の信用力等によっても異なるが、履行ボンド及び支払ボンドがセットで概ね請負金額の1%程度である(ともに付保割合が100%の場合)。

5. 弁済手続

(1) 入札ボンド

一般に、入札価格と二番札との差額又は入札保証金額のいずれか低い方の金額を発注者に支払う。

(2) 履行ボンド

付保割合が一般に100%と高いので、金銭的保証を選択することは稀で、代替履行業者等に工事を完成させる役務的保証が中心である。

(3) 支払ボンド

元請業者が経営破綻した場合に限らず、元請業者からの支払が滞っている下請業者及び資材業者は保証会社に直接請求を行う。

保証会社は下請業者及び資材業者には労務及び資材を提供したことを立証する書類の提出を求め、元請業者には支払済みであることを立証する書類の提出を求める。

保証会社はこれらを基に自らの保証責任の範囲について独自で判断を行う。一般に発注者に意見や資料提供は求めることはない。疑義がある場合は裁判で争うことになる。

中間前金払制度

1. 制度の概要

工期の2分の1を経過し、進捗率が50%以上であり、工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が実施されていることを条件に、請負金額の二割を当初の前払金（四割）に追加して支払う制度。

国土交通省では予算決算及び会計令等に基づき1972年度から導入されており、地方公共団体でも1999年2月の地方自治法施行令等の改正を受けて導入が可能となっている。

2. 実施地方公共団体数

	平成11年度			平成12年度			平成13年度		
	実施数	全体数	実施率	実施数	全体数	実施率	実施数	全体数	実施率
都道府県	20	47	42.6%	27	47	57.4%	32	47	68.1%
市区町村	8	3,252	0.2%	22	3,250	0.7%	32	3,246	1.0%
計	28	3,299	0.8%	49	3,297	1.5%	64	3,293	1.9%

注) 出所：保証事業会社協会

3. 手続きのフロー

